

塩谷町告示第 52 号

塩谷町職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町職員服務規程の一部を改正する訓令

令和6年3月26日

訓令第4号

塩谷町職員服務規程(昭和52年塩谷町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記様式第1号 (略)	別記様式第1号 (略)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(表面)

(町章)

塩谷町職員証

名字(ひらがな)

名字

名字(ローマ字表記)

(裏面)

氏名 氏名(フルネーム)

この者は、塩谷町職員であることを証明する。

発行年月日 年 月 日

塩谷町長

(町長印)

注意事項

- 本証は、職務に従事する場合には必ず携帯しなければならない
- 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない

(表面)

(町章)

塩谷町会計年度任用職員証

名字(ひらがな)

名字

名字(ローマ字表記)

(裏面)

氏名 氏名(フルネーム)

この者は、塩谷町会計年度任用職員であることを証明する。

発行年月日 年 月 日

塩谷町長

(町長印)

注意事項

- 本証は、職務に従事する場合には必ず携帯しなければならない
- 本証は、関係人の請求があった時には、いつでもこれを提示しなければならない
- 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない